

武雄市民報

日本共産党武雄市委員会
 武雄市武雄町大字武雄4092-1
 電話(23)1493
 武雄市議会議員 江原一雄
 武雄市山内町大字大野6772
 携帯090-2084-6402
 生活相談はお気軽に、相談ください

JCP 武雄 検索
 政治革新の道しるべ、
 真実つたえ希望はこぶ
しんぶん 赤旗
 日刊●月 3497円
 日曜版●月 930円

江原一雄の市議会報告



昨年7月15日、マスコミ報道で、武雄市のふるさと納税の返礼品の発送が約2万7千件遅延していることが報道されました。これを受けて市長は、16日に記者会見して、「陳謝」の報道が伝えられました。しかし、この間、市議会には何の説明もなく過ぎていきました。ようやく、2週間たって全員協議会が開催されました。7月30日全員協議会の中で市企画部から、表1の通りふるさと納税の遅延問題の説明がありました

問われる市政と委託業者 ふるさと納税の根幹をゆるがす 「大平商会」・返礼品事業者「アースグロー」

【表1】

1、概要	主に令和2年の年末から年明けに寄付を受け付けたふるさと納税に係る返礼品のうち米や肉の発送が遅れており、原因としては当該返礼品を取り扱う返礼品提供事業者において、返礼品の調達ができず、計画どおりの配送ができなかったことが原因です。
2、発送が遅延している返礼品 (令和3年7月30日現在26,848件)	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度産さがびより15kg、11,915件 (寄付件数19,482件) 佐賀産和牛切り落とし1.2kg 13,869件 (寄付件数33,944件) 佐賀産和牛・九州産黒毛和牛切り落とし1.6kg 1,064件 (寄付総数3,044件)
3、武雄市ふるさと納税受託事業者	株式会社太平商会 代表取締役 田中大志朗 武雄市北方町大字志久1246番地
4、遅延を発生させた返礼品提供事業者	アースグロー株式会社 代表取締役 小川太志 佐賀市田代町2丁目2番32号

市議11名で「百条委員会」の設置を求める

9月13日、武雄市議会に、ふるさと納税の委託業務等に関する調査特別委員会の設置を求める決議が、11名の市議の連名で提出されました。採決の結果、賛成15名。反対は3名、松尾初秋、上田、末藤議員で、賛成多数で可決成立しました。

大平商会 「関係書類滅失証明書」を提出

10月26日、第5回「調査特別委員会」に、ふるさと納税の委託業者「大平商会」の代表取締役、田中大志朗社長は、納品書または令和2年度分の請求書及び各取引業者との契約書等、収支決算書を、水害による書類が水没のためとして、関係書類滅失証明書が、25日付で、提出されました。

下の写真は、大平商会の所在地です。ここが浸かると北方はどこでも浸かると言われており、「大平商会」の「水没した」という言い分には大きな疑問が残ります。11月5日、第6回調査特別委員会」は、前回は続いて「大平商会」の証人喚問が行はれました。ところが「宣誓も証言も」拒否すると明言。委員



市長は委託業者の顔も知らなかった

12月1日、第7回調査特別委員会では、企画部長、副市長を参考人として、市長を説明員として出席を求めて調査が進められました。調査のなかで、市長から委託業者「大平商会」については、「顔も知らない」との答えを聞いて

事務決済規定に違反

原因は、業務委託の選定の在り方です。武雄市の事務決済規程に違反(副市長の決裁印が無し)していました。委託業者「大平商会」は、約2万7千件に及ぶ返礼品の遅延を起こしているのに、謝罪の言葉もない。市議会全員協議会での8月27日、副市長と議長の不可解な行動が問われます。江原議員は12月議会の一般質問で「一連の不祥事の責任を取って、選定委員長、副市長、市長は職を辞すべきです」と求めました。市長は「重く受け止めます」と答弁。

市議7人 武雄警察署に「告発状」を提出

2021年(令和3年)12月28日、武雄市議有志7人が武雄市ふるさと納税の業務委託会社社長、田中大志郎氏を私文書偽造罪、同行使罪及び詐欺罪で武雄警察署に「告発状」を提出しました。

警察署は精査をして受理するかどうか判断するとの返答です。その後、市役所記者室で記者会見を開きました。「百条委員会」で証言拒否した大平商会社長、田中大志郎氏は地方自治法第100条3項で告発を受けているが、さらに、百条委員会に提出された資料から調査した結果、刑事罰に相当する材料が揃ったとして「告発状」を提出した」との説明が行われました。

返礼品の手続き終わってない

これで幕引きは許されない

12月定例市議会の最終日、議場に入って机の上に「市長、副市長の給料」の減額措置、10%、3ヵ月間(来年1月〜3月)の条例改正の議案が配布されました。江原議員は、突然のこの事態に「この議案が、今朝になって急ぎよ提案された、異常です。武雄市のふるさと納税の委託業務問題は、約2万7千件にも及ぶ返礼品の遅延問題は問われている。議会に説明されているのは約7千件、用途が立ってない、今、市長はメドがつくという説明されているが、まだ200件ほど連絡取れない。あるいは応じられない。また、今日の新聞には、埼玉県の納税者の訴訟問題が報道されており、市は「棄却」を求めています。まだ問題が終了してないのに、この提案は、すべて終了してから責任問題について問うのが前提だと思いますが、この案件は取り下げてほしい。さらに、この間、私、事務決裁規定について、明らかに担当部長が違反している、副市長も執行部も認められた。対応について報告がない。一連の問題としてこの案件は取り下げて、責任問題について、ちゃんと終わってから行うべきです」と要求しました。これに対して小松市長は、「ご指摘がありましたように、約200件の方については、現在まだ引き続き、こちらとしても対応を続けているところですが、2万8千件のうち、おおむね完了という話をしましたけれども、おおむね完了というところで、メドがついたという、この時点をもって、今回議案を出したということでございます」と答弁しました。

「太平商会」3807万円払わず

市は、太平商会に令和2年度武雄市「ふるさと納税事業」にかかわる不履行分3766万2240円と令和3年度違約金41万6563円。合計3807万8803円の損害賠償を請求していますが、12月28日の期日までに支払っていません。こんな会社に「ふるさと納税事業」の業務委託をしていくことが許されません。

また同じような水害に遭うのでは 被災者の不安の声



8月14日の水害状況 (上空写真)
水色は六角川



8月14日の水害状況 北方町志久付近 (上空写真)

六角川流域治水対策ただちに

気候危機、地球温暖化、線状降水帯、度重なる豪雨災害が3年前、昨年と市内約1700戸を超える家屋が浸水しました。被災者の痛切な声は、「また、次も来るならもう住めない」「また来年も同じような水害に遭うのでは」という恐れです。そのために、落ち着かない不安な生活を余儀なくされておられます。この声に応える行政と政治の責任が求められています。また、武雄市政にとって長年の大問題であり、ただちに六角川流域治水対策の根本的、抜本的な治水対策が必要です。

市長「六角川の対策は川の中、

「一本足打法」だった

昨年9月と12月市議会でご一般質問に立った江原一雄市議は、六角川流域治水対策については、「2度と浸水しないように」「来年はすぐ来ます早めの対策を」と。被災者の声を取り上げ、白石町長の議会答弁も紹介し、市長に迫りました。小松市長は、「これまでの六角川の対策は本線(本川)の対策、いわば「一本足打法」だった。今の気候変動に対応できない。当然、本線の対策は必要だが、それだけではなく、六角川流域の3市3町・県が広域として流域治水を合わせて進めて、この気候変動に対応しないと、床上ゼロにもっていけない」と答弁しました。江原市議は、「市長のその立場、共有して市民と力を合わせてシステマづくりを進めたい」。被災者の痛切な思いに込める道です。水は上から下へ、白石平野を通してポンプで有明海に排水する事前排水、ため池の事前排水を県の主導と3市3町の流域治水を構築する緊急事業に直ちにに取り組むことを訴えました。

被災者の痛切な声を、市議会は取り上げないのか

昨年9月と12月市議会、市議会に北方町の被災者の名前で3つの「請願書」が提出されました。「導水管建設に関する請願書」「常襲水害地に関する請願書」「繰り返し返される水害を防止するために早急な対策を求める意見書に関する請願」です。しかし、市議会産業建設常任委員会は、この「導水管建設に関する請願

書」を廃案に、12月の議会に出された2件は継続審査になっているのです。江原一雄議員は、12月議会の最終日に取り上げました。江原議員は、「ただいま、閉会中審査の申出について、異議ありということに議長に求めます。私は、9月議会も、そして今12月議会も、請願書の3件とも、甚大な被災を受けた被

災者の皆さんのこの切実なる願いを、議会としてちゃんと受け止める、これが今、問われているんですよ。それを継続審査あるいは9月議会の請願は廃案ではありませんか。議長、この請願書の趣旨に沿うよう、議会としての姿を示すべきで、「請願書」を議会として採択すべきです」と訴えました。



2019年の被災で購入された新品の家電がまた水没で廃棄される

市の財産でしよう 戸別受信機は 市民の声

江原市議を含む市民6人が、小松政市長を相手に「防災情報発信システム構築業務」(市が進める戸別受信機の設置) 契約は、「違法」として、契約の取り消しなどを求めて住民訴訟を佐賀地方裁判所に提訴しました。表1の仕様書には、議会の承認を必要とするという規定がありますが、議会での議決がされません。1年前に提訴し、6回の公判が開かれてきました。現在も佐賀地方裁判所で審理が続いています。

誰が方針変更を指示したのか

表1と表2の通り、元々市の説明も「議会の議決に付すべき」としていたのですから、いつ誰が方針変更を指示したかが問われています。表3は、武雄市が全市民に発送した戸別受信機の「貸与申請書兼同意書」(貸与申請書兼同意書) 意書在中」です。この返信封筒が示してい



付すべき契約」は次のように記述しています。第2条は、「議会の議決に付さなければならぬ契約は、予定価格1億5000万円以上の工事又は製造の請負とする」。そして、議会の議決に付すべき財産の取得又は処分第3条は、「議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売却又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売却」と規定されています。この条例に照らせば、K社との契約金額は5億7841万2120円です。防災情報発信システム戸別受信機設置の契約は、明らかに条例に違反しているのです。昨年水害で戸別受信機72台水に浸かる

【表1】

武雄市防災情報発信システム構築業務仕様書

武雄市 総務部 防災・減災課

- 目的

武雄市防災情報発信システムは、災害時情報発信により、武雄市(以下「発注者」という。)の住民等に向けた緊急情報の発信等を行うシステムを構築するものである。
- 構築条件
 - 構築場所

佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10 武雄市役所地内及び武雄市一円
 - 構築するシステムの概要

別紙「武雄市防災情報発信システム構築業務 特記仕様書」(以下「特記仕様書」という。)のとおりとする。
 - 業務の範囲

本業務の対象は、庁舎の4階にて整備する防災情報発信システム及び市内世帯の戸別受信機設置業務とする。
 - 戸別受信機設置台数

本業務で設置を行う戸別受信機の台数は15,000台とする。ただし、全戸に設置するものではなく、希望する方への設置のため、整備台数の変更の可能性があるため考慮することとする。
- 契約

この業務の契約は、議会の議決を要するため、議会の承認を得られない場合は本契約として成立しません。

また、戸別受信機の設置台数が増減する場合、本契約後の契約変更を行います。

【表2】

【防災危機管理課長】今後のスケジュールですが、今回議決をいただければ区長に説明をして、設置の意向調査を行うと、設置の意向調査と並行しながら機種を選定に入るところです。5月中に入札をし、仮契約をしまして、6月議会で承認いただければと考えております。ですので、5月くらいという見込みです。